

りす俱樂部

2018 年
9 月号
第 264 号

富士見櫓 やぐら

皇居坂下門から乾門までの乾通りが、桜と紅葉の時期に一般公開されるので、りす倶楽部表紙絵の取材を目的に、毎回、スケッチを楽しんでいる。1657 年再建の富士見櫓は、明暦の大火、関東大地震にも耐え抜き江戸城天守閣のような威風がある。「人は石垣、人は城」の言葉が、ここにも生きている。

弁護士 福井大海



生前契約を知って

出版までの経緯

株式会社日本法令 庄司裕子

りすシステムの松島相談役に初めてお会いしたのは、2014 年 2 月のことでした。

その当時、世間では、遺言書や成年後見制度などが注目されており、商品開発の部署に在籍している身としましては、その分野の調査をしております。

ただ、その調査の過程で、核家族化・高齢化が進む日本で、遺言書や成年後見制度だけによる対応で良いのかという気持ちが生じてきました。

というのも、私自身が老後のことを考えた時に、「家族に迷惑を掛けたくない」「実際、病気になった時や死亡した後など、出来るだけ自分の希望通りにしたい」という思いがあり、遺言書や成年後見制度では、それらの思いに完璧に対応出来るわけではないということに気付いたためです。

もっと自分自身で、老後の生活全体を柔軟に「デザイン出来るものはないかと調べたところ、生前契約というものがあることを知りました。

そしてその後、松島相談役に話をお伺いした時に、契約家族として様々なサポートをしていることを知り、「こ

れは、私の希望を叶えることの出来るシステムではないか」と感じたことを覚えていきます。

あれから 4 年たちましたが、私の感は間違っていないでした。今後、ますます生前契約は広まると確信しています。

契約を結ぶ時は、自分の老後の生活や財産管理など様々なサポートを期待します。しかし、生前契約はあくまでも契約です。自分が何を望んでいて、契約を結ぶ相手がその期待に応えられるかは、自分の目で見極めなければなりません。

生前契約でどんなことが出来るのか。実際契約した後、どんなトラブルが発生したことがあるのか。多くの方に知ってほしいという思いが、この度出版された『私、ひとりです死ねますか——支える契約家族——』に詰まっております。

本書を通して生前契約を知っていただき、最後まで自分らしく生きるための一つの手段として、生前契約が一人でも多くの方の希望になることを願っています。

連載コラム

暮らしの中の法律〈第八回〉

弁護士 長谷川 範子

相続法改正について

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立しました。今回はこの相続法改正について重要なポイントを解説します。

今回の相続法改正は、昭和55年に法定相続分が改正されてから初めての大きな改正となります。

昭和22年以前の家督相続を定めた旧民法が個人の尊厳と両性の本質的平等に反するとして大きく改正され、昭和55年改正では配偶者の法定相続分が拡大されるなど、今日に至るまで中でも被相続人の配偶者の権利が少しずつ拡大されてきましたが、今回は昭和55年以降さらに高齢化が進展し、相続開始時における配偶者の年齢も以前に比

べ高齢化しているという社会情勢を背景に、さらに配偶者を保護する必要性が高まってきていることから改正が進められたといわれています。

今回の改正では、残された配偶者の生活に配慮する等の観点や、遺言制度の見直し、遺留分制度の見直しなど、残された配偶者の保護以外にも相続をめぐる紛争を防止し、あるいは紛争解決を困難としていた制度の見直しをする改正が行われました。

できるだけ分かりやすく解説しますが、どうしても難しい表現も出てきてしまいく所、および、分かりやすく解説するために一部簡易化した表現となっていることをご容赦ください。

今回の改正は、次のような項目に大別されます。

- (1) 配偶者の居住権を保護するための方策
- (2) 遺産分割等に関する見直し
- (3) 遺言制度に関する見直し
- (4) 遺留分制度に関する見直し
- (5) 相続の効力等に関する見直し
- (6) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

今回は、改正の中で利用者の皆さんに直接関係する重要部分についてのみ、概観していきたいと思います。

① 配偶者の居住権を保護するための方策について

① 配偶者短期居住権

配偶者（仮に夫とします）が死亡したとき、妻が夫名義の建物に無償で住んでいる場合、そのまま当該建物に居住できるようにするか？

妻はどのような場合でも法定相続人となりますが、妻以外に当該建物を遺贈・相続させるとの遺言がある場合や、他の法定相続人との関係等により、妻が居住中の建物



を相続して、居住し続けられるとは限りません。

もちろん妻が唯一の法定相続人である場合、夫が当該建物を妻に相続させるという遺言書を遺している場合、法定相続人との間の協議により当該建物を妻が相続すると決まった場合はそのまま居住できることとなりますが、それでも当該建物を含む不動産が遺産の大半を占めるような場合には、遺留分の問題で困難な場合もあり得ます。

今回の改正により、妻が当該建物を相続できない場合であっても、妻は遺産分割が終了するまでの間は、無償で当該建物に居住し続けることができることになりました。

また、夫が妻以外の者に当該建物を遺贈したような場合であっても、妻は当該受遺者から配偶者短期居住権の消滅の申し入れをされてから6ヶ月間は、当該建物に居住できることになりました。

ただし、妻が無償で居住できる権利は第三者に譲渡することはできず、他の相続人の全員の同意を得なければ第三者に居住建物の使用をさせることができません。妻個

人の居住権保護を目的としている制度趣旨からすれば当然のことといえます。

② 配偶者居住権の新設

配偶者（仮に夫とします）が死亡したときに妻が夫名義の建物に居住していた場合、①のように短期ではなく、「長期に」妻の居住権を保護する規定も新設されました。

①では遺産分割が終了したら、又は建物の受遺者から居住権消滅の申し入れを受けてから6ヶ月が経過したら、建物の明渡しをしなければなりませんでしたが、こちらの居住権は「長期」であって、例えば妻が死亡するまで終身、無償で居住できるという規定になります。

この規定が適用されるのは、⑦遺産分割によつて妻が配偶者居住権を取得するものとされたとき、④配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき、⑤被相続人と配偶者との間に配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるときです。

どうしてこのような規定がつけられたのでしょうか？

この規定は、妻が居住のための不動産を取得した場合に他の預貯金などの金融資産を相続できず、今後の生活が経済的に心もとない状況になる場合を回避することができないか、という問題意識から創設されました。

すなわち、妻が居住用の不動産しか相続できず現金を取得できないようなことがないように、不動産の価値のうち「居住権」だけを分離して妻に相続させ、所有権から居住権を除いた部分の権利を他の相続人に相続させ、妻が居住権と金融資産の両方を相続できるように設計したわけです。

この配偶者居住権を妻が取得する場合、妻はその財産的価値に相当する価値を相続したものと扱われることになりますから、遺産全体に対する取得分はその分減ることになります。不動産全体の価値に比べれば低額となることから、その分金融資産を相続できる余地が生まれるのです。

妻にこの居住権を取得させたい場合の遺言書の書き方は、次のようにするとよいとされていますが、自筆証書遺言で作成するには難しい面があるので、ぜひ公証人にご

相談ください。

「①妻花子が次の建物（以下「本件建物」という）に相続開始時に居住していたときは、妻花子に対し、本件建物につき存続期間を花子の終身の間とする配偶者居住権を遺贈する。②長男太郎に対し本件建物の所有権を相続させる」

（金融法務事情No.2089 P13より引用）

残された妻が配偶者居住権を取得するには相続人の間での遺産分割によることもできますが、例えば妻と息子の関係が良くない場合（被相続人の後妻と前妻の息子との関係など）には遺産分割に期待することはできません。

これは配偶者が老後の生活に困らないようにするために新設された制度です。配偶者に対する権利保護の選択肢が増えたことになりますので、ぜひ遺言書を作成してこの制度を活用していただきたいと思います。



（2）遺産分割等に関する見直しについて

仮払い制度の創設

平成28年の最高裁判決によって、遺産に属する預貯金は、遺産分割が成立するまでは相続人全員の同意がなければ払い戻しが困難となりましたが、改正により遺産分割前でも一部の払い戻しのみ認められることになりました。

一部とは、相続開始時の預貯金の額の3分の1に当該相続人の法定相続分を乗じた額と定められました（詳細は省令で定められます）。先に仮払いを受けた額は、後日の遺産分割で取得したものとみなされ、不公平でないような設計がされています。

（3）遺言制度に関する見直しについて

まず、自筆証書遺言の方式緩和についてです。

これまで自筆証書遺言を作成するには、「全文を自書で」作成する必要があります。

そのため、財産目録を添付する必要のある複雑な遺言書の場合、厳格な修正方法が定められていることもあり、すべてを自筆

で書くことは大変難しいものがありました。

そこで、目録を添付する場合には目録については自書を要しないこととなりました。パソコンで作った目録でも、通帳のコピーでも良いことになりましたが、偽造防止のために、その目録に署名をして印を押さなければなりません。

次に、自筆証書遺言の保管制度が創設されました。

実際のケースでも、「自筆証書が破棄されてしまった」「自筆証書遺言があったはずなのに見つからない」「自筆証書遺言が変造・偽造されている恐れがある」として、遺言者の遺思が実現されなかったケースは過去に多くあったのではないのでしょうか。

これまでは自ら作成した自筆証書遺言を信頼できる者に保管を委ね、しかも、その者が遺言者の死亡を適時に把握して、検認の申し立てをしてもらうように手はずを整える必要がありました。

これはりすシステムのようなサポートの仕組みがあればごく簡単なことなのです。

が、一般の遺言者にはそのような手段がありませんから、埋もれてしまった遺言書がいかに多かったことかと想像します。

私自身もつい先日、依頼者の方がその目で見えた遺言書が、後日、法定相続人によって有耶無耶にされてしまったケースを見ていますので、自筆証書遺言の保管の問題は非常に根が深く、大きなものであると認識しています。

今回の制度創設により、遺言者は法務局に遺言書の保管を申請し、後日、返還又は閲覧を請求することができることになりました。そして遺言者の死後、相続人、受遺者、遺言執行者が遺言書の閲覧、遺言書内容を証明する書面の交付を受けることができます。

この保管制度を経た自筆証書遺言は、家庭裁判所の検認手続きが不要となります。この点でも、相続開始後のスムーズな遺言執行が実現することになりそうです。

ただし、遺言者自らが遺言書を保管する法務局に向き、本人確認を経る必要があるなど、他人のなりすましや制度の悪用を防止するために、厳格に必要な手続きを定

めています。制度の利用には多少の煩わしさも伴いますが、効果を考えると些細なことだと考えられます。

すでに自筆証書遺言を作成された方も、平成31年7月頃までに法律が施行されることになっているので、是非注目していただきたい改正のポイントです。

(4) 遺留分制度に関する見直しについて

遺留分とは、兄弟姉妹以外の法定相続人に、法律上最低限度認められている相続分のことをいいます。

例えば被相続人が「妻に全部相続させる」

との遺言を遺しても、子には本来の相続分の2分の1を相続できる権利が留保されていますから、留保された権利を行使することが法律上認められているわけです。この遺留分を求めるためには、「遺留分減殺請求」という請求を、定められた期間内に行う必要があります。

今回、この制度に関する改正も行われました。



少し難しい話になりますが、遺留分減殺請求権を行使した場合の効果は、これまで対象財産が不動産であれば「共有状態」となっていました。改正によって遺留分侵害額に相当する価格を、受贈者等に金銭債権として請求できるようになりました。

これまでの仕組みによると、せっかく遺留分の減殺請求をしても不動産の共有持分を取得するだけで、共有者同士が法律の定めに従って不動産を利用・収益・処分するという大変窮屈な関係に縛られることになっていた。遺留分減殺請求だけでは紛争の終局的解決にならず、後日改めて共有物分割の手続きが必要になるという大変厄介なものでした。

今回の改正で、遺留分侵害に関する紛争を「共有状態」を経ることなく一回で解決できるように、法定相続人にとっては使い勝手の良い制度となりそうです。

(5) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について

例えば、夫の実家で夫の両親と同居し、夫の両親の介護に努めてきた妻には夫の両

親死亡時の相続権はあるのでしょうか？

妻は家に嫁いだわけではありませんから、夫の両親死亡時に相続権はありません。

夫が夫の両親の相続を受けることができずとも、妻個人には何の分与もありませんが、生計を共にする夫が相続することにより、妻個人が相続できなくても止むを得ないと、納得することもできないわけではありません。

しかし、特に不合理と感じるのは、夫が夫の両親より先に死亡し、妻に夫との間の子がない場合、同居した妻ではなく、夫の両親の遺産は同居していない夫の兄弟姉妹がすべて相続することになり、妻には夫の両親からの相続に関する配分は、名実ともにゼロということになってしまう場合などです。

もちろん、夫の両親が事前に嫁に遺贈する旨の遺言書を作成してくれば良いのですが、その問題点に気づき、かつ行動に移す方ばかりではありません。

今回の改正では、被相続人に対し、無償で療養看護その他の労務を提供したことに より、被相続人の財産の維持または増加に

ついて特別の寄与をした被相続人の親族

は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(特別寄与料)の支払いを請求することができるようになりました。

すなわち、先の例でいえば、夫の両親の療養看護をして夫の両親の財産の維持に貢献した妻は、一定の要件のもとで相続人に対して金銭請求をすることができるようになるのです。

この制度については、特別寄与料の額を調整するための制度が定められる予定となつていきますので、注目していきたいと考えています。

今回は改正法のうち、利用者の皆さんに直接関係のある部分に絞ってご紹介しました。ぜひ参考になさってください。

※りすシステムでは毎月、東日本支部と西日本支部で法律相談を実施しています。詳細は8ページをご覧ください。それ以外の支部でも、まずはりすシステムのアドバイザーにご相談ください。

なんでも談話室だより

りすシステム 生前契約スーパーバイザー

黒澤淑子

8月21日(火) 東日本支部

秋は本当に来るのでしょうか。日本中暑いので心配になってきました。「睡眠、とれますか?」寝る前にはパソコンやテレビも控えて、よい眠りに入る準備が必要らしい。

「テレビは見ちゃうな」「そんなに早くは寝られない」「早寝早起きも寝る時間が問題ね」「私、8時に起きるのが早起きなの」

4年待ちで、最近ケアハウスに入居したTさん。朝食時間は7時から8時までとのこと。手持ちの24時間をどう使うかは自由ですが、睡眠は生命維持に大切です。

あつという間にお昼です。生命維持にこれも大切。しばし暑さも忘れます。

「食」の次は「住」の話。一人暮らしの限界は、その人の状況で様々ですが、自分では気づかないのがほとんどです。

セコムのセンサーによる安否見守りサービス。セコムが鍵をお預かりしているのも強い見方です。

残念なことに、熱中症は身近な存在になりました。台風が東から西へ向かうとは…。あれも、これも、おかしい。その中で「自分丸」の舵取りはとても難しい。

韓国研究者が生前契約を学びたいと

りすシステム本部を訪問！



去る8月23日、韓国キョンヒ大学のチョン教授をはじめとする研究グループ5名が、「りすシステムの生前契約を学びたい」と、九段下の本部を訪れました。

日本の大学の留



学経験があるチョン教授は、日本語を流暢に操るパワフルな女性。日本同様、無縁社会化が加速する韓国において、血縁者しか行えない葬儀を知人やNPOなどの団体が行えるようにしたい、人生の仕上げを自ら決定でき、それが実現できる制度を構築したいと、熱く語ります。

チョン教授に同行の弁護士、福祉や教育問題の専門家から、りすシステムが誕生することになったいきさつや、どのように仕事を請け負っているかの質問に、りす創始者の松島が解説。「もやいの会々員の『お墓の用意はできたので、死後その墓に入れる仕組みを作ってほし

い』との強い要請により、りすシステムが誕生しました。契約は公正証書で締結しているので、安心、確実です」

「よく研究されたシステムで、驚きました」とチョン教授。

「今後も日本のシステムを研究し、法改正、制度づくりに挑みたい。機会があれば松島さんに韓国へお越しいただき、講演をお願いしたい」とのチョン教授の呼びかけに松島も、「その際は喜んで伺います。協力し合っていきましょう」と固い握手を交わしました。

松島の新著『私、ひとりで死ねますか——支える契約家族——』をお渡ししたところ、「翻訳して韓国で出版したい」とのお声が。

この本が海を渡る日も、そう遠くないかも知れません。



ニュージーランド 撒骨の旅

谷田貝光克先生（東京大学名誉教授、NPO 農学生命科学研究支援機構理事長）、谷本丈夫先生（宇都宮大学名誉教授、牧野植物同好会会長）にご案内いただきます。ご参加をお待ちしています。

日程 12月9日(日)～15日(土)

旅費 35万円(予定)

締切 9月30日 **締切いせまる！**

9日	東京（成田） 18：30 発	第一ターミナル 16：30 集合 オークランドへ
10日	オークランド ⇒ クライストチャーチ	リトルトン港で撒骨 ローズガーデン見学 〈クラウンプラザ〉泊
11日	クライストチャーチ ⇒マウントクック	テカポ湖散策 〈ハーミテージ〉泊
12日	マウントクック	マウントクック国立公園 終日観光 〈ハーミテージ〉泊
13日	クイーンズタウン空港 ⇒オークランド	ボタニックガーデン散策 〈スタンフォード・プラザ〉泊
14日	オークランド	ティリティリ・マタンギ島散策 〈スタンフォード・プラザ〉泊
15日	オークランド ⇒ 東京（成田） 16：55 着	通関後解散

※スケジュールは変更になる場合があります

《お知らせ》

どの支部の行事でも参加できます。事前に連絡ください。

東日本支部 暮らしのよろず相談会

▽日時..10月20日(土) 10時~16時

11月20日(火) 10時~16時

▽会場..北の丸ガラスゲート1階

▽担当..

森 妙子(消費生活アドバイザー)

生前契約スーパバイザー)

松島如戒(不動産コンサルタント)

杉山 歩(りすシステム代表理事)

末藤康宏(りすネット不動産事業部 部長)

宅地建物取引士

福祉住環境コーディネーター)

▽締切..1週間前までにお申込みください

東日本支部 法律相談

▽日時..10月18日(木) 13時~15時

11月13日(火) 13時~15時

▽会場..北の丸ガラスゲート5階

▽担当..長谷川範子弁護士

▽締切..1週間前までにお申込みください

東日本支部 りすセンター新木場見学会

▽日時..10月12日(金) 13時30分~

11月12日(月) 13時30分~

▽締切..前日までにお申込みください

※新木場駅から送迎の用意があります

※Ai(死亡時画像診断)装置の見学もできます

西日本支部 談話サロン

▽日時..10月23日(火) 12時~14時

11月23日(金) 12時~14時

▽会場..西日本支部事務所

▽参加費..500円(軽食をご用意します)

▽締切..3日前までにお申込み下さい

西日本支部 法律相談

▽日時..10月17日(水) 13時~15時

11月21日(水) 13時~15時

▽会場..西日本支部事務所

▽締切..1週間前までにお申込み下さい

※定員になり次第、締め切ります

例会・サロン

北日本支部 芋煮会

八木山ベニランドで芋煮会を開催します!

近くに仙台城址があり観光もできますので、

全国からのご参加をお待ちしています

▽日時..10月3日(水) 10時30分集合

▽集合..地下鉄・東西線
八木山動物公園駅改札口

▽参加費..2000円(入園料・芋煮代)

▽締切..9月29日(土)

※お申込みの方に

詳細をお知らせします



西日本支部 東大寺界限散策

奈良、東大寺界限を散策しましょう

▽日時..11月上旬~中旬予定

※詳細は次号でお知らせします

中国支部 散策とランチ会

岡山後楽園「秋の大菊花展」散策とランチ会

昼食は後楽園内の食事処「四季彩」を予定。

10時~11時まで丹頂鶴が放鳥されます。早め

に来園しての散策もおすすです!

▽日時..11月4日(日) 11時30分~

▽参加費..2000円ほど、交通費等含まず

▽締切..10月30日(火)

※お申込みの方に

詳細をお知らせします



大分支部 うたごえサロン

▽日時..11月22日(木) 13時~15時

▽会場..カラオケLAGULA

▽参加費..600円 ▽締切..11月20日(火)

りすシステム生前契約 25 周年 記念シンポジウム

テーマ

任意後見と尊厳死

日時

11月5日(月) 13時30分～15時45分

りすシステムと生前契約を結ぶとき、契約書の他に「医療上の判断に関する事前意思表示書」「後見事務履行に関する事前意思表示書（略称・後見ノート）」を、皆さんに書いていただいています。これは契約内容をより実のあるものにするためです。25周年記念事業の一つとして、この二つのデータを中心に、既に死亡された方約400件について、統計学の手法を使つての統計分析を学習院大学名誉教授の川嶋辰彦先生の研究室にお願いしました。その成果を基に、このシンポジウムを企画しました。

会場

毎日ホール
東京都千代田区一ツ橋 1-1-1

お申込み・お問合せ

0120-889-443

参加費

500円（配布資料代）

※定員になり次第締め切ります

第106回 日本水彩展 地方巡回展 熊本展 鑑賞会ツアー

りす倶楽部の表紙画でおなじみ、弁護士・日本水彩画会会員の福井大海先生にご案内いただく日本水彩展 鑑賞会も熊本展（熊本県立美術館 本館）を残すのみとなりました。熊本展では貸切バス利用の1泊2日のツアーを企画しましたので、みなさん奮ってご参加ください。

日程

10月6日(土)～7日(日)

※鑑賞会・お茶会のみのご参加も受け付けています

参加費

2万円（宿泊・飲食代込み）

日時：10月7日(日) 12時～14時

参加費：1,000円（お茶代）



スケジュール

10月6日(土) 大分駅を10時出発～観光～ベッセルホテル熊本空港泊
10月7日(日) 昼食後、水彩展鑑賞会・お茶会～大分駅17時到着、解散

締切

10月3日

※りすシステム代表・杉山、相談役・松島、生前契約スーパーバイザー・森、企画室長・芳賀も参加します。お申込みの方に詳細をお知らせします。

セコム・ホームセキュリティのご案内

日頃から健康や防犯に気を付けていても、突然何が起こるかわかりません。りすシステムが推奨する「セコム・ホームセキュリティ」は、24時間365日休みなく、あなたの「もしもの時」に対処します。救急通報、センサーによる安否見守りサービス・防犯・火災・非常通報等に対応し、電話の応答がない場合はセコム株式会社の緊急対応員がただちに駆けつけます。異常があった場合には119番と同時にりすシステムに連絡が入ります。いのちと暮らしを守るため「セコム・ホームセキュリティ」の設置をお勧めします。



セコム説明会のご案内

東京

【日時】10月15日(月) 12:30～13:00

16:00～16:30

10月19日(金) 15:00～15:30

11月15日(木) 12:30～13:00

16:00～16:30

11月19日(月) 15:00～15:30

【会場】NPOりすシステム 北の丸ガラスゲート1F

東京都千代田区九段北1-4-5

【最寄駅】東京メトロ半蔵門線・東西線・都営新宿線

「九段下」駅(3・5・7番出口) 徒歩5分

【日時】10月12日(金) 10:00～11:00

11月12日(月) 10:00～11:00

【会場】りすセンター新木場 東京都江東区新木場4-6-13

【最寄駅】東京メトロ有楽町線・JR京葉線・高速りんかい線

「新木場」駅よりバス8分

※新木場駅から送迎の用意があります

※参加希望の方はご連絡ください

名古屋

【日時】11月10日(土) 14:00～15:00

【会場】NPOりすシステム中部日本支部

名古屋市中村区名駅3-13-28 名駅セブンスタービル1211

【最寄駅】JR「名古屋」駅徒歩5分

※参加希望の方はご連絡ください

大阪

【日時】10月7日(日) 12:00頃～/15:30頃～

10月23日(火) 14:15～15:00

11月7日(水) 12:00頃～/15:30頃～

【会場】NPOりすシステム西日本支部

大阪市北区東天満1-10-14 MF南森町2ビル4F

【最寄駅】地下鉄谷町線・堺筋線「南森町」駅徒歩3分

JR東西線「大阪天満」駅徒歩1分

*生前契約説明会・談話サロン終了後、セコム担当者で機器の操作方法、契約時や月々の費用、工事について等の説明をいたします。参加希望の方はご連絡ください。

説明会参加お申込みは下記までご連絡ください

りすシステム ☎ 0120-889-443



急病時などは、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、救急信号がセコムに伝わります。



室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きが確認できなければ、異常事態が発生したと判断し、セコムが対応します。

私たちが
担当します！

坂本 はるか
(さかもとはるか)
アシスタント

■出身地：
島根県隠岐の島
■趣味：カラオケ
ピアノ、旅行
■性格：明るい



土屋 美幸 (つちやみゆき)

■出身地：埼玉県朝霞市
■趣味：季節の植物めぐり
ヨガ、森林浴
■性格：マイペース
素直



ご自宅でお困りごとやご不安はございませんか？セコム・ホームセキュリティで皆様の安心・安全な暮らしのサポートをいたします。使い方はとっても簡単！お気軽にご相談ください。

セコム・メディカルクラブ

耳より
情報！

セコムでは契約された方への生活安心サービスとして「セコム・メディカルクラブ」を設けています。24時間365日豊富な経験を持つ看護師が対応する電話健康相談サービスや、医療機関情報の検索サービスなど、健康に役立つ情報を契約者の方々に提供しています。わざわざ病院に行くほどではないけれど、健康上のちょっとした不安があるときなどこのサービスをご利用ください！

支部



活動記

北海道・北日本支部

東日本支部

▼「自宅での一人暮らしが不安になった」「持病が悪化した」などの理由で、ケアハウスや有料老人ホームへ転居する方数名のサポートを行いました。

転居に伴う作業はたいへん多く、荷作り、不用品の処分、ライフラインの停止手続き、持家の処分や賃貸住宅の返還手続き等を行う必要があります。

これまでは自分で問題なくできていたことも、年齢とともに困難になってきます。サポート依頼をされた方の「お願いしてよかった。心身ともに心強いです」との声や、業者の「高齢の方当事者だけでなく、りすのような団体に立ち会ってもらえると安心して作業が進められます」との声を受け、契約家族としてお役に立っていることを実感します。

▼入院中のYさん（79歳・女性）から出張説明の依頼があったのは、6月上旬のことでした。

余命3ヶ月の宣告を受けたYさんは、転院予定のホスピスの相談員からりすシステムのことを聞いたそうです。娘さんはいるものの絶縁状態で、ホスピスへの転院サポートや身元引受保証、支払い等財産管理、死後事務や遺言執行を依頼したいとのことでした。

また都内に所有している2ヶ所のお墓の改装サポートも希望していたため、申込みと同時に公正証書作成手続きに入るこの出来る「総合保証パック」を説明、6月中旬に公正証書を作成しました。Yさんはその後すぐホスピスへ転院、身元引受保証と転院サポートを行いました。主治医の説明によると、「現段階では外出可能、

食事制限もないが、いつ急変してもおかしくない状態」とのことです。2ヶ所のお墓の改葬手続きを同時進行で進めることとなりました。

7月上旬、一ヶ所目のお墓参りと改葬の打ち合わせのため、外出するYさんに同行しました。永代供養墓に改葬したい旨はYさんから住職に相談済みで、費用も見積もり済みだったので、この日は関連書類の記入や7月下旬に予定している改葬日時再確認、費用支払日の確認等に加え、Yさんの葬儀の打ち合わせも行いました。その後は都内のデパートで買い物と食事を楽しんだYさんです。

7月中旬になると、Yさんは痛みが強くなるなど体調が安定しない日が増えました。まだ改葬先の決まっていないもう1ヶ所のお墓について、Yさんと何度も話し合った結果、すがも平和霊苑の飛天塚にお決めになりました。そして7月下旬、無事2ヶ所の改葬が終了。Yさんが旅立ったのは、その2週間後のことでした。

ご遺体はりすセンター・新木場でお預かりしたのち、生前の希望通りの葬儀を執り行いました。

Yさんがりすに連絡を下さった日から2ヶ月余り、限られた時間の中で、親族に頼れない状況下で、病院やお寺の協力を得ながら、契約家族としての役割を果たしました。現在、死後事務を進めています。

中部日本支部

▼自宅で一人暮らしをしていたAさん（69歳・男性）が職場で事故に遇い左足を骨折。2度の手術を経て療養型の病院に入院しました。今後は施設で暮らしたいとのことと条件に合うところを探し、退院後、サービス付き高齢者向け住宅に転居しました。自宅は売却することとし、りすネットの不動産事業部が対応しています。

先日の定期訪問の際、施設内のエレベーターに掲示されていた写真を眺めていたところ、笑顔のAさんの写真が目にとまりました。

聞くと、施設グループ全体で「第1回笑顔の写真コンテスト」なるイベントがあり、この施設からAさんの写真が選ばれ、審査の結果、みごと第2位に輝いたとのことでした。

満面の笑顔からは日々の暮らしの充実ぶりが垣間見られ、こちらの顔も思わずほころびました。日に日に施設での暮らしに馴染んでいるようで、一安心しています。



満面の笑みのAさん

▼企画書の見直しで事務所にお越しになったRさん（83歳・女性）。気がかりだった書換えが終了しこれで一安心と、近況報告をお聞きしていたところ、「そういえばもう一つ心配事があります。自宅から離れたところに土地を所有し

ていて、以前は花や野菜作りを楽しんでいましたが、足腰が弱りそれも出来なくなりました。先日久しぶりに行ってみたら雑草が生い茂っている状況。使わない土地なので生きているうちに売却したいのですが…」とのことでした。

そこでりすネット不動産事業部の担当者に連絡し、Rさんの相談をお受けすることにしました。

利用していない不動産を所有している方は、早めの対応が必要です。まずはアドバイザーにご相談ください。

西日本支部

▼Jさん（85歳・女性）がりすシステムと契約したのは15年ほど前のこと。最期まで自宅で過ごしたい、周りの人に迷惑をかけず人生を全うしたいと、セコムもいち早く設置。死後、自分の身体を役立てて欲しいと、献体の登録もされていきました。

そんなJさんが今年に入ってから体調不良を訴えるようになりま

した。8月上旬、「ここ1、2ヶ月ほど、何だかボヤーとした感じで変なんです…」とのこと電話をいただき、もう少し涼しくなったからお会いしようとお話したのが、Jさんとの最後の会話になりました。

数日後、自宅で倒れていたJさんを発見したのはセコムの緊急対応員でした。人感センサーに一定時間反応がなく駆けつけましたが既にJさんはこと切れており、遺体は警察へ搬送されました。検死の結果、事件性はないとのこと、献体登録していた大学病院へ連絡して、遺体を引き取ってもらいました。Jさんがお骨となつて戻ってくるのは、2〜3年後になります。

急なお別れでしたが、セコムを設置するなど自身できちんと備えていたお陰で、ご遺体をすぐに発見でき、意思通りに献体することもできました。

眠っているようなきれいなお顔で旅立ったJさん。松島相談役の

新著『私、ひとりで死ぬますかー 支える契約家族ー』をご注文いただいたており、現世でお読みいただくことはかないませんでした。が、この本のお手本を示すような人生を全うされたと思いました。

▼がんを患って17年も経過していたUさん（61歳・女性）が、半月ほど前に緩和ケア病棟へ移り、その後、息を引き取りました。

若いうちからの闘病で、本人にしかわからない痛みやつらさをたくさん抱え、時には新木場のコールセンターにもお電話を下さつて、その心の内をお話しされていました。「愚痴を聞いてくれて、ありがとう」と言つて下さつていたUさんです。

葬儀不要、収骨不要の意思に従い、火葬後は共同墓地に納骨しました。

Uさん、長い闘病生活、本当にお疲れ様でした。どうぞ安らかにお眠りください。



中国支部

▼一軒家で一人暮らしをしているIさん（79歳・男性）は、多趣味で好奇心旺盛な方です。心配ごともなく人生を謳歌していました。が、一昨年胃がんを患い、胃の大部分を摘出してからは食欲がなくなり、不眠を訴えるようになりました。

うつ状態に陥ることもあり、「りすのアドバイザーさんに迷惑かけてはいけないと思うものの、気分が落ち込んで死にたいと思うことがあります。これまで好きなように生きてきたので、施設入居は考えていませんが、かと言って自宅で一人、倒れでもしたらどうしよう…」とおっしゃいます。

そこで、「まずは信頼のおけるメンタルのお医者さんを探すところから始めてみてはどうですか。食欲がないのなら無理に食べようと焦らず、少しずつ召し上がるようにしてはどうでしょう」とお伝えし、この機会に「セコム・ホー

ムセキュリティ」を設置することになりました。

後日Iさんから、「思い切つてセコムを設置して、気分が楽になりました。通常より安価に設置できたこともありがたかった。最期まで自宅で生活したいと思つていたので、りすさんとセコムが強い味方です」と、弾んだお声の電話をいただきました。今後Iさんが住み慣れた自宅で暮らしていけるよう、サポートを続けます。



りすシステムではセコムと提携し、「セコム・ホームセキュリティ」の設置をおすすめています。説明会を行っていますので、詳細は10ページを参照ください。定期説明会を行っていない支部の方はアドバイザーにご相談ください。

九州支部

▼りすシステムと契約してから17年経ったYさん（85歳・女性）は、

九州支部が熊本にあった頃からの利用者です。K市の市営住宅に一人

人で暮らし、家事全般も問題なくなす、お元気でお料理上手な方です。

りすではこれまでに、Yさんの受診時の付添い、入院時の身元引受保証、財産遺言の作成・書換えなどのサポートをしてきました。

当初、受診時の付添いは事前待ち合わせ時間を決めて病院で会いし、そこでお別れするというものでしたが、最近では自宅から病院までの送り迎えをしています。

足腰の痛みが治まらず、長らく同じ整形外科に通院していましたが、経過が芳しくなければ病院を変えてみるのもいいかも知れないとアドバイスしたところ、それならと別の病院を受診し症状が好転。外出時のタクシー利用がバスに変わり、痛みもなくなつて元気に歩けるようになったことに感謝しますと、嬉しそうにお話しされていました。整形外科の他、眼科、

歯科、皮膚科の定期受診も継続しています。

そんなYさんが今年の初め、バスを降りるとき転倒したと救急隊員から連絡が入り、搬送先の病院へ駆け付けました。診断の結果、帰宅してよいとのことでしたが、顔、腕、足のいたるところにガーン、包帯の治療が施され痛々しい限りです。

さらに医師から、「今回のけがに関しては外来受診でよいですが、別の病気の疑いがあります。後日、精密検査を受けてください」と告げられました。

けがはすぐ回復に向かい、規則正しい生活と好き嫌いのない食生活の賜物と感謝しながら、別の科で受けた精密検査の結果を待ちました。結果は問題なし。念のため半年後に再検査を受けることになりましたが、まずは一安心と、Yさんと一緒に喜び合いました。

帰路、買い物をしたというYさんに付添い、その後自宅へお送りしました。「本当に頼りにして

います。今後ともよろしくお願い
します」とのお言葉に、改めて身
の引き締まる思いがしました。こ
れからも契約家族としてYさんを
支えていきます。



大分支部

▼Mさん（87歳・女性）が、入居
している住宅型有料老人ホームの
トイレで転倒、救急搬送され搬送
先の病院へ駆けつけました。

臀部の痛みを訴えており骨折が
懸念されましたが、診断の結果、
打撲のみとのこと。大事には至り
ませんでした。痛みが治まるま
でリハビリを受けながら2〜3週
間入院することになりました。

最近のMさんは認知症の症状が
進み、夜間に介助なしでトイレに
行くなど、心配していた矢先の出
来事でした。いつもは笑顔のかわ
いMさんが痛そうに眼を閉じ、
顔をしかめます。「早く良くなっ
てくださいね」と声をかけ退室
入院保証の手続きを行いました。

▼ご主人とサービス付き高齢者向
け住宅で暮らしていたTさん（87
歳・女性）が、先日亡くなりました。
3月中旬に急性虫垂炎の手術を
受けたTさんは、数日後に容態急
変。背中への痛みを訴え検査の結果、
胆のう摘出手術も受けることにな
りました。さらに動脈吻合術、血
腫除去、ドレナージ術と次々に手
術を受け、4月中旬にリハビリが
できる病院へ転院しました。

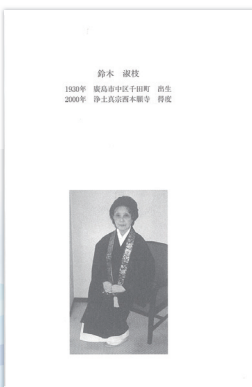
3ヶ月の入院を経て施設に戻っ
たTさんは、居室内の動線に手す
りを、立ち上がりや移動のため
ベッドサイドとトイレに予防福祉
用具を設置し、訪問リハビリに励
んでいました。

また今回の手術や入院生活のこ
とをりす倶楽部に投稿したいと、
体験したことや感じたことを書き
進めて下さっていたTさんです。
そんなTさんが、8月中旬トイ
レで倒れているところを発見され
救急搬送、搬送先の病院へ急行し
ました。

救急車に同乗したご主人、同じ

りすシステムご契約者の 句集、歌集をご紹介します

ご契約者の鈴木淑枝様の句集、歌集です。
ご希望の方はりすシステムまでご連絡ください。



句集 海 入選記念集
制作 信毎書籍出版センター



歌集 うみ
発行所 ながらみ書房
定価 1,800円(税別)

く連絡を受け駆けつけた弟さんと
共に医師の説明を聞き、脳内出血
でかなり危険な状態とのこと、
東京在住の息子さん、名古屋在住
の娘さんにも病院へ急行してもら
いました。しかしお子さんたちの
到着を待たず、Tさんは帰らぬ人
となりました。

通夜、葬儀は生前の意思通り、
Tさんが好きだったクラシック音
楽が流され、花祭壇の中央には遺
影の代わりに自画像が飾られまし
た。家族、親族が見守る中、Tさ
んのお人柄が偲ばれる温かいお見
送りでした。

Tさんどうぞ安らかに。





地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願いいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は0120-889-443までご連絡下さい。

Tシャツ

■定価：2,000円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定価：2,500円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

人気のカラーです！



地球に恩返し運動について

私たちの生命を育んでくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。



NPO りすシステム
NPO 地球に恩返しの森づくり推進機構

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九（ゼロイチキユウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄附をいただき、ありがとうございました

かい ゆうこさん (埼玉県所沢市)	関本 たみ子さん (宮崎県宮崎市)	宮永 喜久子さん (東京都港区)
木名瀬 和子さん (東京都板橋区)	丹羽 昌枝さん (奈良県桜井市)	宮本 京子さん (東京都足立区)
佐山 馨子さん (東京都国立市)	原山 芳宏さん (東京都北区)	
柴田 シゲ子さん (東京都板橋区)	藤村 久さん (東京都昭島市)	匿名2名 50音順



※ 2018年8月1日～8月31日の期間、12名の方から寄附をいただきました。
※ 関本 たみ子さん、匿名1名が1000ポイントを達成されました。

● なんでも談話室 ●

◎なんでも談話室は、開催時間中ならいつでも自由に参加できます。

北海道支部	日時：10月6日（土）11時～15時 日時：11月6日（火）11時～15時	会場：北海道支部事務所 会場：北海道支部事務所
北日本支部	日時：10月30日（火）11時～15時 日時：11月30日（金）11時～15時	会場：北日本支部事務所 会場：北日本支部事務所
東日本支部	日時：10月19日（金）11時～15時 日時：11月19日（月）11時～15時	会場：北の丸ガラスゲート1階 会場：北の丸ガラスゲート1階
中部日本支部	日時：10月10日（水）13時～15時 日時：11月10日（土）13時～15時	会場：中部日本支部事務所1211号室 会場：中部日本支部事務所1211号室
中国支部	日時：10月6日（土）13時～15時 日時：11月3日（土）13時～15時	会場：中国支部事務所 会場：中国支部事務所
四国支部	日時：10月25日（木）13時～15時 日時：11月25日（日）13時～15時	会場：四国支部事務所 会場：四国支部事務所
九州支部	日時：10月29日（月）13時～15時 日時：11月29日（木）13時～15時	会場：九州支部事務所 会場：九州支部事務所
大分支部	日時：10月22日（月）13時～15時 ※11月22日（木）はうたごえサロンです。詳しくは8ページのお知らせをご覧ください。	会場：大分支部事務所

● 談話サロン ●

西日本支部	日時：10月23日（火）、11月23日（金）詳しくは8ページのお知らせをご覧ください。
-------	---

● 生前契約説明会・ステップアップ相談会 ●

支 部	電話番号	生前契約説明会		ステップアップ相談会	
北海道支部	011-756-4165	5日（1月休み）	13:30～15:00	随時開催	
北日本支部	022-797-2072	2日（1月休み）	13:30～15:00	随時開催	
東日本支部	0120-889-443 03-3511-3277	10日 会場：九段下	11:00～13:00 14:30～16:30	15日 会場：九段下	11:00～12:30 14:30～16:00
		24日（3・9月休み） 会場：巣鴨	13:00～15:00		
		10月5日、11月6日 会場：横浜	10:30～12:30	10月26日、11月27日 会場：横浜	10:30～12:30
中部日本支部	052-569-2254	25日	13:00～15:00	随時開催	
西日本支部	06-6809-2289	7日	10:30～12:00 14:00～15:30	26日	10:30～12:00 14:00～15:30
中国支部	082-568-1585	28日	10:30～12:00	随時開催	
四国支部	089-933-5670	25日	10:00～12:00	随時開催	
九州支部	092-738-2718	24日	13:30～15:00	随時開催	
大分支部	097-538-6263	27日	13:30～15:00	随時開催	

例会・見学会・談話サロン・法律相談のお申込み先



0120-889-443

生活支援テレホン



0120-332-206

24時間365日いつでも りすセンター 新木場



0120-373-959

（海外からご利用の場合）+81-3-3522-5660